

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 徳島県
農業委員会名： 三好市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,145
自給的農家数	1,650
販売農家数	495
主業農家数	84
準主業農家数	68
副業的農家数	343

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	790
女性	375
40代以下	46

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	45
基本構想水準到達者	152
認定新規就農者	1
農業参入法人	2
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	332	1,070				1,402
経営耕地面積	290	203	145	58		493
遊休農地面積	51	311	311			362
農地台帳面積	638	2,975	2,956		19	3,632

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 3年 7月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	0
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	13	13	6

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,402ha	245ha	17%
課 題	現在の担い手が、高齢化等により集積面積が限られているため、新たな担い手の育成が急務である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 250 ha (うち新規集積面積 5 ha)
	目標設定の考え方: 農業委員会等に関する法律第7条に基づく指針より設定
活動計画	関係機関と連携を図って、担い手への農地利用集積の促進に取り組む。 ①農地中間管理機構等と連携し、農地流動化の推進に取り組む。 ②農業経営の法人化・新規就農や企業等の農業参入への促進。 ③遊休農地対策と連携した取り組み。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	2 経営体	0 経営体	2 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	1 ha	0 ha	1 ha
課 題	農業経営に興味を抱く者は一定数あると思われるが、農地の確保、技術の習得への不安、高額な農業用機械、設備の購入など新たに農業経営に参入する者へのハードルが高い。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	市の農業振興部門と連携し、経営資金補助制度等のPR活動を実施する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,402ha	362ha	25%
課 題	地域の過疎化や農地の高齢化・人手不足により、今後、不作付地や遊休農地の増加が見込まれる。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 36 ha		
	目標設定の考え方:近年の解消実績により設定(遊休農地面積の約10%)		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	27 人	8月～9月	10月～11月
	調査方法	管内の全農地を調査対象とし、農業委員および農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、農林政策課職員による目視での利用状況調査を実施。荒廃農地調査も同時に実施する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月～1月	1月～2月	
その他	農業委員会等利用システムの地番図データを更新		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,402ha	0.0723ha
課 題	今後、不作付地等の増加による違反転用事案の発生も懸念されるので、所有者等への農地転用制度の周知に努める。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農地の利用状況調査と同時に違反転用のパトロールを実施する。
------	-------------------------------

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入